

子子未幼第432号
令和6年5月27日

各就学前施設 施設長様

さいたま市子ども未来局子育て未来部
幼児政策課長
保育施設支援課長

5歳児から小学校1年生の2年間のカリキュラム（架け橋期のカリキュラム）の作成のお願い及び小学校接続加算の変更について

本市幼児教育・保育行政の推進におきまして、平素より大変お世話になっております。

5歳児から小学校1年生の2年間のカリキュラム（架け橋期のカリキュラム）につきましては、令和5年度にさいたま市において小学校と就学前施設の「協働作成の視点」を作成し、共有に向けた取組を開始したところです。

本年度は架け橋期のカリキュラムの協働作成を具現化すべく、下記のとおり取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解ご協力のほど、お願い申し上げます。

記

1 基本的な考え方

本件は法令に基づく義務として行うものではありませんが、文部科学省及び子ども家庭庁において、小学校と就学前施設との接続の円滑化を推進していることから、さいたま市としてもできるだけ多くの小学校と就学前施設の連携が進むようお願いするものです。

この取組は、次年度以降も継続し、時点修正をお願いする予定です。

2 協働作成の進め方

- ① 市幼児政策課から各小学校に依頼し、小学校において架け橋期のカリキュラムのうち小学校部分を穴埋め
- ② ①で作成したものを小学校から市幼児政策課に提出（9月下旬）
- ③ ①で作成したものを市幼児政策課から各小学校区に所在する就学前施設に送付し、就学前施設において該当箇所を穴埋め（10月～11月）
- ④ 各就学前施設が③で作成したものを市立小学校と共有し、架け橋期のカリキュラムを実践

3 各就学前施設へのお願い

(1) 架け橋期のカリキュラムの作成・提出（上記2の③、④関連）

※10月頃に、改めて依頼します。

- ・ 別添1 架け橋期のカリキュラムの作成（令和6年度分及び令和7年度分）をお願いします。

(2) 架け橋期のカリキュラムの実践

- ・ 架け橋期のカリキュラムの就学前施設の取組の実践をお願いします。

4 小学校接続加算の変更について（施設型給付を受ける施設のみ）

令和5年5月19日付けこ成保38・5文科初第483号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」〔令和6年3月29日最終改正〕において、幼稚園、認定こども園、保育所における「VI 特定加算部分／小学校接続加算」の「加算の要件」及び「加算額の算定」に変更がありましたので、別添2のとおりご案内します。

また、今回の依頼に係る「架け橋期のカリキュラム」を作成、提出いただいた場合は、これを小学校との連携・接続に係る取組等の実施状況等が分かる資料の一部とし、加算の要件iii（※）を満たすものとして取り扱います。

※加算の要件iii … 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間（2年以上を含む。）のカリキュラムを編成・実施していること（小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。）。

担当

さいたま市子ども未来局子育て未来部

●架け橋期のカリキュラムに関すること

幼児政策課 浅野、本名 電話 048-829-1861

●施設型給付に関すること

保育施設支援課 五味、谷川 電話 048-829-1881

「架け橋期のカリキュラム」作成に際し、本資料を活用される場合は、①～⑤〔青字〕について園や学校の実態に合わせてご記入ください														架け橋期のカリキュラム 協働作成の視点 ①「協働作成の視点」を消す																																																		
月		0歳～ 5歳児												小学校1年生												小学校2年生～																																						
		4			5			6			7			8			9			10			11			12			1			2			3																													
共通の視点		あそびで育つ 輝くさいたまの子												世界と向き合い 未来の創り手として 輝き続ける人																																																		
期待する子ども像		【園の目指す子ども像】 （例）あそびで たのしく すこやかに												【小学校の目指す児童像】 （例）明るく元気な子 思いやりのある子 学び合い、高め合う子																																																		
発達段階を踏まえた 先生のねがい 留意点		【さいたま市幼児教育の指針】 ○ありのままの自分で安心して生活する《ゆったり》 ⇒主体的に活動したり、難しい課題に粘り強く挑戦したりする意欲や探求心の育ち ○健やかな体で安全・快適に生活する《すくすく》 ⇒見通しをもち、自信をもって自ら進んで学びに向かう力 ○主体的・自発的に活動する《わくわく》 ⇒思考力の芽生えや主体的に取り組む力・身近な社会生活を通した学びの場の広がり ○自分なりの表現で人やものとかわかる《のびのび》 ⇒主体的・協働的な学びの姿												③園や学校の目指す子どもの姿を記入。この他、枠線を消し、本市の目指す子ども像、目指す人間像とするなど園や学校で共有したいものを工夫して記入することも考えられる。												○知・徳・体・コミュニケーションのバランスの取れた「生きる力」を育むことを目指し、発達の段階や特性を踏まえ、資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるようにする。 ○「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにする。 スタートカリキュラム (入学後、2週間程度) 【幼児期の教育を通じて身に付けたことを生かしながら】 ・生活科を中心とした合科的・関連的指導 ・1単位時間45分を短時間に区切って実施 ・児童が自然な形で意欲的に学習に取り組めるような課題設定、課題選択の場の設定、工夫した教材作成 等 → ・1単位時間が45分となるように段階を追って実施（発達段階及び学習内容に応じて臨機応変に実施） ・各教科等の年間授業時数を確保																																						
期のねらい 具体的な活動内容		【ねらい】（例） 5歳児に進級した喜びを実感し、友だちと関わりながら豊かに遊ぶ。 ・避難訓練（避難所となる小学校を訪問し、1年生の教室を廊下から見たり、トイレを借りたりする） ・園と学校で交流会の計画立案 ・授業参観及び情報交換会 ・幼保小連携教育研修会 ・保育・幼児教育・療育体験研修受け入れ（夏休み中）												【ねらい】（例） 行事を通して充実感や達成感を味わい、共通の目標に向かって生活や遊びを進めていく。 ・小学校の運動会練習の見学 ・就学時健康診断への参加 ・小学校の音楽会練習の見学 ・小学校校庭での落ち葉拾い ・保育者小学校等体験研修受講者による園内研修 ・町たんけん受け入れ												【ねらい】（例） 学校生活を知り、友だちや先生との信頼関係を築き、安心して楽しむ。 ・幼保小連絡会(情報交換) ・学校たんけん、校庭たんけん、通学路たんけん ・体育着・給食着の着方・しまい方 ・避難訓練 ・健康診断 ・1年生を迎える会 ・(高学年と一緒に)給食当番活動、清掃活動 ・運動会、水遊び（プール） 等々												【ねらい】（例） 友だちや先生との信頼関係を深め、安心してのびのびと学校生活を送る。 ・幼保小連絡会(交流会計画立案・情報交換) ・5歳児と1年生との交流会（生活科の学習の一環として、校庭や公園で一緒に秋のよさを実感する活動を行う等） ・音楽会 ・持久走大会 ・保育者小学校等体験研修												【ねらい】（例） できるようになったことが増えたことを喜び、2年生進級に向けての期待感をもつ。 ・幼保小連絡会(入学予定者連絡会) ・ハッピースタート1年生の会（生活科の授業の一環として、5歳児を学校に招待して小学校のことを伝える等） ・新入学保護者説明会 ・幼保小連絡協議会														
配慮事項		先生の関わり		④2年間の架け橋期のカリキュラムを考えるために、期ごとに分けて（3カ月ごと・学期ごと等）教職員と保育者が語り合う機会を工夫し、ねらいや実施時期、行事や取組等を記入。小学校の年間行事予定等を参考にするとよい。																																																												
				※小学校と相談し、通年で小学校を散歩コースに設定し、自然と交流する機会が生まれるような工夫も考えられる。 ※年度当初に保育者による小学校の授業参観や下後指導の同行等をして、入学直後の卒園児に関する情報を1年生の担任と共有する活動も考えられる。また、小学校と相談し、園外保育の行き先を小学校にして、小学生と一緒に活動したり、小学校でお弁当を食べたりして小学校を体感すると共に1年生や上級生の姿に憧れを抱くことで就学への期待感を高めることができるような工夫も考えられる。														※年度当初に保育者による授業参観・情報交換会を実施したり、1学期中に5歳児保護者による授業参観（主に1年生の教室等で児童が学ぶ普段の姿の見学）を実施したりして、保護者が就学に向けた様々な判断や相談がしやすくなるような取組も考えられる。 ※双方にとって無理のない、「顔の見える普段着の交流」を繰り返すことで、保育者と小学校教職員の連携を深めることができるようにする。																																														
		子どもの学びや生活を豊かにする環境構成		○生活主体としての子ども、子どもの思いを尊重する。 ○子ども自身が必要感をもった基本的な生活習慣の習得への意識を高める。 ○遊びの中での試行錯誤を保障する。 ○一人ひとりの遊びの充実と仲間との関わりを支援する。 健康 人間関係 言葉 環境 表現 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 ①健康な心と体 ②自立心 ③協同性 ④道徳性・規範意識の芽生え ⑤社会生活との関わり ⑥思考力の芽生え ⑦自然との関わり・生命尊重 ⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ⑨言葉による伝え合い ⑩豊かな感性と表現														○子ども一人ひとりの学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割を目指す。 ○児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かい、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を更に伸ばしていけるようにする。 ○インクルーシブ教育システムの理念の構築を目指し、全ての子どもが適切な教育を受けられるようにする。																																														
		園で展開される活動/ 小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成		○生活に必要な生活習慣を身に付け、その大切さを理解して行動する⇒生活習慣が自立し、自信をもって生活する。 ○主体的な活動を通して自信を高め、自己を十分に発揮する⇒満足感や達成感を十分味わい、就学に期待をもつ。 ○身体全体を供応させる動作を楽しむ⇒全身運動がなめらかになり、積極的に様々な運動をする。 ○自分の思いや考えを伝え、相手の話を聞き自分とは異なる思いや考えに気付く。 ⇒友だちの意見に共感したり、言い合ったりしながら調整し、仲間との関係を深める。 ○数量、図形、時間に興味をもち、生活や遊びの中で使う⇒日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心を高める。 ○身近な自然やものを五感で感じ取り、思ったこと想像したことなどを、様々な方法で表現する。 ⇒様々な知識や経験を生かし、創意工夫しながら、遊びを発展させる。														道徳教育（相手の気持ちを考える 気持ちや行動を自律的に調整する きまりを守ることのよさを実感する） 各教科等の学習・生活（新しい環境や教科等の学習に興味・関心をもち主体的に関わる 実感を伴った理解を深める 一緒に遊ぶ・話し合う） 異学年交流（協働することや他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を重視する） <生活>どきどきわくわく1年生 <国語>あかるいあいさつ わたしのなまえ <書写>みつけてみよう かいてみよう <特活>1年生になって <音楽>うたって うごいて みんなでおんがく <算数>あわせていくつ ふえるといくつ <体育>多様な動きをつくる運動遊び <図工>造形遊び <特活>係活動 <生活>たのしい秋いっぱい <体育>運動会練習 <特活>〇〇小まつりをしよう <国語>国語の学習を振り返ろう <算数>1年の復習 <生活>もうすぐ2年生 <特活>さよなら集会をしよう <GS>体を使って遊ぼう 振り返り ○生活科を中心に、時間を弾力的に取り扱い、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割を設定する。 ○個と協働を往還する児童同士の学び合いを重視し、試行錯誤しながら実感を伴った理解を深めることができるような単元構成にする。																																														
		子どもの交流		・5歳児と2年生の交流（町探検） ・5歳児と1年生の交流（なかよし交流会） ・5歳児による1年生の教室見学 ・園外保育 ・避難訓練 ・落ち葉拾い ・中学生との「赤ちゃん・幼児ふれあい体験」 ・中学生の「未来くるワーク」														⑤各園や小学校で交流している内容、今後取り組んでみたい内容を記入。 ※全て記入した後、黄色い枠①～⑤を削除														・生活科の授業（おもちゃづくり・町たんけん など）																																
		家庭や地域との連携		・保育参観 ・懇談会 ・引き渡し訓練 ・図書館訪問 ・消防立ち合い訓練 ・防犯ひまわり ・就学時健診 ・新入学保護者説明会 ・交通安全教室 ・高齢者施設交流 ・園庭開放 ・保育相談 ・児童競走														・入学式 ・授業参観・懇談会、学校公開 ・個人面談 ・感謝の集い ・チャレンジスクール ・運動会 ・昔遊びの会 ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会）・就学時健診 ・給食試食会 ・校内音楽会 ・〇〇小まつり ・新入学保護者説明会 ・自転車安全教室 ・生活科の授業														・生活科の授業（町たんけん など）																																

別添 2 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」の一部改正について（令和 6 年 3 月 29 日付けこ成保 192、5 文科初第 2588 号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知）
新旧対照表抜粋（小学校等接続加算関係）

別紙 1（幼稚園（教育標準時間認定 1 号））

改正後	改正前
VI 特定加算部分 14. 小学校接続加算（<u>⑳</u>） （1）加算の要件 <u>小学校との連携・接続について次に掲げる取組を行う施設に、（3）に定める通り加算する。</u> i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。 ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。 iii <u>小学校と協働して、5 歳児から小学校 1 年生の 2 年間（2 年以上を含む。）のカリキュラムを編成・実施していること（小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。）。</u> （2）加算の認定 （ア）加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、小学校との連携・接続に係る取組等の実施状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。 （イ）当年度の 3 月時点で当該年度において上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の 3 月分の単価に加算する。 （3）加算額の算定 加算額は、<u>以下に掲げる通りに要件を満たす場合に、それぞれに定められた額を、3 月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3 月初日に利用する子どもの単価に加算する。</u> <u>（ア）（1）の i 及び ii のいずれの取組も実施している場合</u> <u>（イ）（ア）に加えて、（1）iii の取組を実施している場合</u>	VI 特定加算部分 14. 小学校接続加算（<u>㉑</u>） （1）加算の要件 <u>次の要件をすべて満たして小学校との連携・接続に係る取組を行う施設に加算する。</u> i ～ ii 〔同左〕 iii <u>小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。</u> （2）〔同左〕 （3）加算額の算定 加算額は、定められた額を、3 月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3 月初日に利用する子どもの単価に加算する。

（参考）令和 6 年度公定価格〔幼稚園〕

要件 i ～ ii を満たす場合 40,380 ÷ 3 月初日の利用子ども数
要件 i ～ iii を満たす場合 317,130 ÷ 3 月初日の利用子ども数

別紙 2 (保育所 (保育認定 2・3 号))

改正後	改正前
VI 特定加算部分 1 1. 小学校接続加算 (30) (1) 加算の要件 <u>小学校との連携・接続について次に掲げる取組を行う施設に、(3) に定める通り加算する。</u> i 小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること。 ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。 iii <u>小学校と協働して、5 歳児から小学校 1 年生の 2 年間 (2 年以上を含む。) のカリキュラムを編成・実施していること (小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。)</u> (2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請 (施設名、加算の適用年度、小学校との連携・接続に係る取組等の実施状況等が分かる資料等) を徴して確認すること。 (イ) 当年度の 3 月時点で上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の 3 月分の単価に加算する。 (3) 加算額の算定 <u>加算額は、以下に掲げる通りに要件を満たす場合に、それぞれに定められた額を、3 月初日の利用子ども数で除して得た額 (算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。) とし、3 月初日に利用する子どもの単価に加算する。</u> <u>(ア) (1) の i 及び ii のいずれの取組も実施している場合</u> <u>(イ) (ア) に加えて、(1) iii の取組を実施している場合</u>	VI 特定加算部分 1 1. 小学校接続加算 (29) (1) 加算の要件 <u>次の要件をすべて満たして小学校との連携・接続に係る取組を行う施設に加算する。</u> i ~ ii [同左] iii <u>小学校との接続を見通した保育課程を編制していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編制に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。</u> (2) [同左] (3) 加算額の算定 加算額は、定められた額を、3 月初日の利用子ども数で除して得た額 (算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。) とし、3 月初日に利用する子どもの単価に加算する。

(参考) 令和 6 年度公定価格[保育所]

要件 i ~ ii を満たす場合 40,380 ÷ 3 月初日の利用子ども数
 要件 i ~ iii を満たす場合 317,130 ÷ 3 月初日の利用子ども数

別紙 3 (認定こども園 (教育標準時間認定 1 号))

改正後	改正前
VI 特定加算部分 1 2. 小学校接続加算 (㉓) (1) 加算の要件 <u>小学校との連携・接続について次に掲げる取組を行う施設に、(3) に定める通り加算する。</u> (注) 本加算の適用の有無は認定こども園全体 (教育標準時間認定及び保育認定) を通じて行われるものであること。 i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。 ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。 iii <u>小学校と協働して、5 歳児から小学校 1 年生の 2 年間 (2 年以上を含む。) のカリキュラムを編成・実施していること (小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。)</u> (2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請 (施設名、加算の適用年度、小学校との連携・接続に係る取組等の実施状況等が分かる資料等) を徴して確認すること (イ) 当年度の 3 月時点で上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の 3 月分の単価に加算する。 (3) 加算額の算定 加算額は、<u>以下に掲げる通りに要件を満たす場合に、それぞれに定められた額を、3 月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額 (算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</u> とし、3 月初日に利用する子どもの単価に加算する。 <u>(ア) (1) の i 及び ii のいずれの取組も実施している場合</u> <u>(イ) (ア) に加えて、(1) iii の取組を実施している場合</u>	VI 特定加算部分 1 2. 小学校接続加算 (㉒) (1) 加算の要件 <u>次の要件をすべて満たして小学校との連携・接続に係る取組を行う施設に加算する。</u> (注) [同左] i ~ ii [同左] iii <u>小学校との接続を見通した教育課程又は保育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編制に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。</u> (2) [同左] (3) 加算額の算定 加算額は、定められた額を、3 月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額 (算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。) とし、3 月初日に利用する子どもの単価に加算する

(参考) 令和 6 年度公定価格 [認定こども園 (教育標準時間認定)]

要件 i ~ ii を満たす場合	20,190 ÷ 3 月初日の利用子ども数
要件 i ~ iii を満たす場合	158,570 ÷ 3 月初日の利用子ども数

別紙 4（認定こども園（保育認定 2・3 号））

改正後	改正前
VI 特定加算部分 10. 小学校接続加算 (㉓) (1) 加算の要件 加算の要件及び加算の認定は、別紙 3 の VI の 12. (1) 及び (2) により行うこと。 (2) 加算額の算定 加算額は、<u>以下に掲げる通りに要件を満たす場合に、それぞれに定められた額を、3 月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3 月初日に利用する子どもの単価に加算する。</u> <u>(ア) (1) の i 及び ii のいずれの取組も実施している場合</u> <u>(イ) (ア) に加えて、(1) iii の取組を実施している場合</u>	VI 特定加算部分 10. 小学校接続加算 (㉒) (1) 加算の要件 〔同左〕 (2) 加算額の算定 加算額は、定められた額を、3 月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3 月初日に利用する子どもの単価に加算する。

（参考）令和 6 年度公定価格〔認定こども園（保育認定）〕

要件 i～ii を満たす場合 20,190 ÷ 3 月初日の利用子ども数

要件 i～iii を満たす場合 158,570 ÷ 3 月初日の利用子ども数

※ 1 号認定こどもの利用定員を設定しない場合の調整を受ける場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定